

II 通院処遇の留意事項

2 医療の質を確保する組織形態

通院処遇の実施にあたっては、以下の点に留意するものとする。

○ ケア会議（仮称）

保護観察所が開催するケア会議へ参加し、処遇の実施計画の作成に協力する。

(注)

処遇の実施計画：保護観察所長は、指定通院医療機関の管理者や都道府県知事及び市町村長と協議の上、対象者の処遇に関する実施計画を定める。（法律第104条）

ケア会議（仮称）：保護観察所長は、指定通院医療機関の管理者や都道府県知事、市町村長との間において、必要な情報交換を行うなどして協力体制を整備するとともに、処遇の実施状況を常に把握し、当該実施計画に関する関係機関相互間の緊密な連携の確保に努める。（法律第108条）

○ 指定通院医療機関内の多職種チーム会議

指定通院医療機関内の多職種チームにより、対象者に個別の治療計画を作成し、定期的に対象者の評価を行うなど各職種が連携を図りながら医療を提供する。

○ 複数の通院医療機関から医療が提供される場合

対象者に対して、複数の指定通院医療機関から医療が提供される場合は、医療機関相互の連携を十分に保つため、定期的な評価会議等を行う必要がある。

なお、主に対象者への医療の提供等について検討するため、上記の多職種チーム会議に地域の医療・保健・福祉の関係諸機関が参加する「地域多職種チーム会議」について検討中。